

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

横手市

2 構造改革特別区域の名称

発酵に生きる一横手 Deux Broque 特区

3 構造改革特別区域の範囲

横手市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 横手市の概要

当市は、秋田県の県南地域に位置し、東の奥羽山脈、西の出羽丘陵に囲まれた横手盆地の中央にあり、総面積は 693.60k m²、奥羽山系に源を発する雄物川と横手川が貫流し、豊かな水と肥沃な土壌により、国内有数の穀倉地帯を形成している。

人口は平成 12 年度から同 17 年度にかけ約 5%、5,300 人減少、世帯数は逆に 100 世帯程度増加、核家族化が進行している（国勢調査値）。合計特殊出生率（平成 20 年度）は 1.58 と全国値より高いが、若年層の県外流出により出生率は減少している。また、当市及び県南地域の有効求人倍率は近年 0.35 倍前後、地元高卒者の県内就職率は 40% 台で推移しており、雇用環境に改善の傾向は見られない。

当市の基幹産業は農業であり、コメがその中心となっているが、平鹿・増田地域：リンゴ、十文字地域：サクランボ、雄物川地域：スイカ、山内地域：ブドウや芋の子など、地域ごとに特色のある多くの特産品に恵まれている。しかしながら、農業従事者数は平成 12 年から同 17 年にかけ約 13%、約 4,000 人減少し（農林業センサス）、それに比し耕作放棄地も増加傾向が顕著である。

以前より、発酵文化が花開き、コメのほか果樹や山菜など多種多様な食に恵まれた当市ではあるが、人口減以上のスピードで進む農業人口の減少により、将来的には優良農地の保全に深刻な影響を及ぼす可能性が高まっている。基幹産業の農業の振興なくしては地域全体の持続的発展は望めないことから、特産品のブランド化や発酵文化の発信等、当市の魅力を全国に伝える施策を展開しているところである。

(2) 食と農からのまちづくり

弥生時代から続く稲作文化のほか、漬物・味噌・醤油・日本酒など“糀”を生かした発酵文化が花開いた土地である当市では、地域づくりの基本理念を「食と農からのまちづくり」と定め、“食に学び、食を楽しみ、食で潤うまちを目指して”様々な取り組みを進めている。

平成 16 年に当市の発酵文化を見直し、発酵をキーワードとした情報発信につなげようと

「よこて発酵文化研究所」を立ち上げたほか、平成 20 年には発酵によるまちおこしに取り組む全国の自治体に呼びかけ、第 1 回「全国発酵サミット 2008 in 横手」を開催した。

食と農を基本に、特産品の開発・ブランド化、発酵文化の浸透、都市農村交流人口の増加等を通して、農業収入の確保、農業人口の増、優良農地の維持、ひいては全市一体となった持続可能な発展の実現を目指している。

(3) 規制の特例措置を講じる必要性

全国有数の酒どころとしても知られている当市には、酒造りの粋を集めた杜氏文化が色濃く残っているほか、粟やヒエなど健康食品である雑穀文化も古くから継承されている。その技術や食文化の効果的な活用法として、どぶろくを前面に出した農業振興、観光客の増加、体験型都市農村交流の活発化への需要が近年、地域住民の間で高まっている。

5 構造改革特別区域計画の意義

当市では、農業体験を通じた交流により“おもてなし”の心を伝えたい農家のほか、集落滞在型観光による交流人口増を望む団体、地域独自の文化である粟を生かした活性化を狙う NPO 法人が、どぶろく文化の復興を起爆剤に——との思いを抱いている。市としても、地域住民の熱意を実現し、発酵文化の全国発信、地域ブランドの創造に結びつけ、農業収入の確保と集落活性化に繋げる必要がある。

6 構造改革特別区域計画の目標

今回の特例措置を活用することで、農家民宿や温泉施設等でのどぶろく提供が可能となり、農家民宿や農家レストラン開業希望のある農家へのインセンティブとなる。また、山菜や温泉、田園風景など横手市全体の地域資産との一体活用により、農業体験を介した都市農村交流人口の増加、グリーンツーリズムの全市的な拡大、横手製品のブランド化を図り、耕作放棄地の増加に歯止めをかけることを目指す。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 地域ブランドの創出

“発酵のまち”を横手の地域ブランドと位置づけ、横手製品の高付加価値化を目指すことにより、特産品の販路拡大、農業収入の増加が見込まれるほか、キーワードの“発酵”を継続的に全国発信することで、市全体の PR につなげることが可能となる。

(2) 都市農村交流人口の増加

農家民宿や農家レストランの開業意欲の向上が図られ、複数の経営農家が出現することにより、発酵文化の魅力を拡大するコンテンツとなり得るほか、都市と農村との交流人口増に大きく寄与する。交流人口の増加はそのまま集落の活性化につながり、営農意欲の向上、耕作放棄地の増加に一定の歯止めをかけることが期待できる。

(3) 集落の魅力の再発見

都市農村交流人口の増加は、肥沃な大地に根ざした集落資産の見直し・再発見につながるほか、自らの地域に誇りを持つことで、地域活力の向上や地域振興が図られる。

※期待される経済的社会的効果

	平成 21 年度	平成 24 年度目標	平成 26 年度目標
農家民宿等開業件数	2 件	4 件	8 件
農業体験受入農家数	53 戸	100 戸	200 戸
当市入込者数	404 万人	484 万人	586 万人

8 特定事業の名称

707（708）特定農業者による特定酒類の製造事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業 その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

（1）よこて発酵文化研究所の普及活動の推進

近年、消費者が求める安全で安心な健康食材を“発酵”の観点から問いかけ、全国的にPRすると同時に、市民・企業・行政が連携し、新たな発酵食品の開発・ブランド化を図りつつ、発酵食品の普及活動に努める。

（2）グリーンツーリズムの浸透

当市では昨年、廃校舎を農業体験が可能な宿泊施設としてリニューアル、今年6月より本格稼動するが、地域住民においても農業体験型ツーリズムへの理解が進んでいる。機運が高まりつつある現状を踏まえ、全国的に需要拡大傾向のある農村滞在型ツーリズムの理念を全市的に浸透させる。

（3）地産地消の推進

地域で採れる山菜や川魚、農産物など昔から引き継がれてきた伝統食材を活用し、農家レストラン等で提供するほか、いぶりがっこ（漬物）や納豆など、地域独特の食文化の紹介・伝承に努めることにより、地産地消の推進を図る。

※ 別紙 構造改革特別区域において実施又は実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家レストラン、飲食店、農家民宿等）を営む農業者で、その特別区域内に所在する自己の製造場において、自ら生産したコメ、粟を原料としてどぶろくを製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

横手市の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、どぶろくの提供・販売を通じて地域の活性化を図るためにどぶろくを製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

古来より糶を生かした食生活の伝統が継承されてきた本市においては、“発酵”をキーワードに全市一体となった“食と農からのまちづくり”を推進している。酒造りの粋を集めた杜氏文化、粟やヒエなど雑穀文化も古くから継承されており、その技術や食文化の効果的な活用法として、どぶろくを前面に出した農業振興、観光客の増加、体験型都市農村交流の活発化への需要が近年、地域住民の間で高まっているが、その熱意を実現するためにも、当該規制の特例措置が必要である。

当該規制の特例措置により、農家民宿、飲食店、レストラン等を営む農業者が、コメや粟（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料としてどぶろくを製造する場合には、製造免許にかかる最低製造数量基準を適用しないこととなり、酒類製造免許を受けることが可能となる。

なお、当該規制の特例措置により酒類製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

市は無免許製造を防止するために制度内容の広報に努めるとともに、特定農業者が酒税法規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。